

◆◆◆◆◆(公財)公益法人協会◆◆◆◆◆ オンラインセミナー(Zoom)



『制度改正を踏まえた公益法人の運営の基礎』

及び

『定期提出書類の変更点と新会計基準適用に 向けての実務上のポイント』

- ◆ 日程 2026年5月12日(火) 10:00~16:00
- ◆ 講師 (第一部) 弊協会相談室長 専門委員 上曾山 清
(第二部) 公認会計士 米谷 直晃 先生
- ◆ 定員 200名
- ◆ 受講料 会 員 11,000円(税込)
非会 員 16,500円(税込)



- ※ Zoom ウェビナーを利用するリアルタイムのオンラインセミナーです。お手持ちのパソコン・タブレット端末等からご受講いただけます。あらかじめ Zoom 対応の端末であることをご確認ください。
- ※ 同一法人で複数名の申込をされる場合の受講料は、上記金額×人数分となります。

2025年度より改正公益認定法が施行されました。公益法人協会では今年の春もご好評の制度改正に関する特別セミナーを企画し開講いたします。

第一部では改正公益認定法を踏まえた公益法人の運営の基礎について弊協会より分かり易く解説いたします。

第二部では内閣府の公益法人等制度に関する相談会等で、新公益法人制度対応及び新会計基準への移行支援の第一線で活躍されている公認会計士米谷直晃先生をお招きし、**事業報告書等に関する定期提出書類の変更点や新公益法人会計基準適用に向けての実務上のポイント**を詳しくご解説頂きます。

法人の管理者様だけでなく実務ご担当の方にも是非ともご受講いただきたい内容となっておりますのでこの機会に奮ってご受講くださいますようお願い申し上げます。なお、当日VTR撮影(受講者様のお顔やお声は一切使用いたしません。)を行い、この内容を録画編集したオンデマンドセミナーを6月頃より配信予定です。そちらも準備が整い次第募集開始いたしますので受講申込みをお待ちいたしております。

★講義内容★

第一部「制度改正を踏まえた公益法人運営の基礎」

10:00~12:00

- I. 運営の基礎と実務面の留意点
～外部理事等役員の選任、任期計算、欠格事由、
会議体の種類・招集、決議の省略等
- II. 変更認定申請・届出
～申請と届出、簡素化様式(申請書記載事項)
への書き替え等
- III. 監督(重点検査、点検調査等)
- IV. 役員の義務と責任
- V. 情報公開(透明性の向上)
～インターネット等による公表、公告、登記、
書類の備置き

第二部「事業報告等に関する定期提出書類の変更点と 新会計基準適用に向けての実務上のポイント」

13:15~16:00

- I. 事業報告等に関する定期提出書類
 1. 変更点の概要
 2. 手引きの解説
(財務規律に関する別表の作成方法をメイン
に解説。なお、事業計画等に関する定期提出
書類はテキストのみの予定。)
- II. 令和6年会計基準
 1. 新会計基準適用に向けての実務上のポイント
 2. 会計基準・運用指針の解説
 3. 相談会等でよくある質問に対する回答

<一部内容が変わることがあります。>

ご不明な点等ございましたら、事務局セミナー担当(TEL:03-6824-9874)までご遠慮なくお問い合わせ下さい。

(公財)公益法人協会事務局 行

申込日 月 日



03-3945-1267

《セミナー受講申込用紙》

▼お名前、ご連絡先等をご記入ください。

		右欄どちらかに○をお願いします		会員	非会員
ふりがな					
法人名	(※個人でご受講される場合も法人名のご記入をお願いいたします。)				
ご所属・お役職 (※個人の場合は個人と明記ください。)	お名前		E-mail (※複数名でお申し込みの際は各人ごとのアドレスをご記入ください。)		
連絡先 (資料・請求書送付先)	〒				
	TEL :				
	FAX :				
	※ご提供いただきました個人情報は、本セミナーの実施以外には利用しません。				

- ▼ 受付後、請求書をメールにて送信しますので必ず入金予定日をご返信ください。受講料は請求書到着後速やかに指定の口座へお振込みください。(受講料はお振込みのみの取り扱いとさせていただきます。)
万一、受講開始までにお振込みできない場合は必ずご一報ください。
- ▼ ご返信メール確認後、資料は郵送で、視聴URL及びID、パスワードは、メールにて送信します。
- ▼ 資料を受け取られた方は、キャンセルをすることが出来ません。
- ▼ ご本人が受講できない場合は、代理受講が可能です。代理受講の場合は必ず事前にお知らせください。
- ▼ おひとり様・一端末でのご受講をお願い申し上げます。
(ログインID・パスワードの共有はご遠慮ください。)